

一般名処方について

(院外処方箋発行時)

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行っています。

このため、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

ご不明な点などがありましたらお問い合わせください。

ご理解、ご協力のほど宜しくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。